

2024年2月21日
ダイオーロジスティクス株式会社

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

当社は、2024年2月21日、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆様にはご迷惑・ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本勧告は、当社が下請事業者2社（以下「本件下請事業者」といいます。）に対して、本件下請事業者ごとに定めた外販取引に係る目標金額を具体的に示し、本件下請事業者との複数回にわたる面談において当該目標金額の達成状況を確認する等の行為により、当社が提供する貨物の運送の利用を要請し、その利用を余儀なくさせた行為（以下「本件行為」といいます。）が下請法第4条第1項第6号の規定に違反すると判断されたものです。

当社としましては、本勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を行うなど社内体制の再整備を図り、今後同様の問題が再発することのないように、コンプライアンスの更なる強化に努めて参ります。なお、本件行為によって当社が本件下請事業者から得ていた利益に相当する額は、既に本件下請事業者に返金済みです。

以上

本件に関する問い合わせ先

ダイオーロジスティクス株式会社 総務部 塩田 TEL：0896-24-7737